

○君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 6 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号並びに第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の規定に基づき、法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項の条例で定める数は、29 人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

2 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 18 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。